

# 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の解説

公認会計士 ふじもと たかこ 藤本 貴子

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）において、平成27年12月28日に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、「本適用指針」という）が最終公表された。本適用指針は、平成27年5月26日に公開草案が公表された後、ASBJに寄せられたコメントを検討し、公開草案の一部修正を行った上で公表されたものである。以下、本適用指針の概要を解説する。

なお、文中、意見に関する部分は私見である。

## 1. 本適用指針の目的

本適用指針は、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（以下、「税効果会計基準」という。）を適用する際の指針を定めるものである（第1項）。これまでは税効果会計基準を受けて日本公認会計士協会から実務指針が公表されていたが、基準諮問会議の提言により、これらの実務指針をASBJに移管すべく審議を重ねてきた。本適用指針では、上記の実務指針のうち繰延税金資産の回収可能性に関連のある実務指針（\*）の内容を基本的に引き継いだ上で、必要と考えられる見直しを行っている（第54項）。

（\*）会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下、「個別税効果実務指針」という）及び会計制度委員会「税効果会計に関するQ&A」（以下、「税効果Q&A」という）のうち繰延税金資産の回収可能性に関する定め、並びに監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、「監査委員会報告第66号」という）及び監査委員会報告第70号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（以下、「監査委員会報告第70号」という）のうち会計処理に関する部分

## 2. 繰延税金資産の計上及び回収可能性の判断

繰延税金資産として計上すべき金額は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の一時差異等加減算前課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生等に係る減額税金の見積額である（第4項）。

また、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の（1）から（3）に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する（第6項）。

- （1）収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性
- （2）タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性
- （3）将来加算一時差異の十分性

繰延税金資産の回収可能性の判断は、基本的に個別税効果実務指針及び監査委員会報告第66号の考え方を踏襲しており、具体的な手順としては本適用指針第11項に記載のとおり、期末における将来減算一時差異及び将来加算一時差異について解消見込年度のスケジューリングを行った上で、解消見込年度ごとに解消見込額を相殺することとしている。

なお、本適用指針第6項及び第11項では、将来において当期末に存在する将来減算一時差異が解消する時に税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する必要があることから、「一時差異等加減算前課税所得（\*）」という用語を用いることで、繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎を明確にしておき、過去において税金負担額を軽減したかどうかに関する実績を示す「課税所得（\*）」とは用語を使い分けている（第57項、第58項）。

（\*）「一時差異等加減算前課税所得」＝将来の事業年度における課税所得の見積額から、当該事業年度において解消することが見込まれる当期末に存在する将来加算（減算）一時差異の額（及び該当する場合は、当該事業年度において控除することが見込まれる当期末に存在する税

務上の繰越欠損金の額)を除いた額(第3項(9)及び設例1)

「課税所得」=法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額が損金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう(第3項(7))

- 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
- 過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

### 3. 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

本適用指針では、繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、監査委員会報告第66号における企業の分類に応じた取扱いの枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲している(第15項)。ただし、監査委員会報告第66号において「例示区分」として示されていた内容を、会計上の指針として取扱いを明確にするため、本適用指針では、分類ごとに「要件」を設定することとしている(第65項)。

そのため、(分類1)から(分類5)の要件をいずれも満たさない企業が存在することとなるが、この場合、過去の課税所得又は税務上の欠損金の推移、当期の課税所得又は税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類することとしている(第16項及び第65項)。

以下、5つの分類の要件について説明する。

#### (1) (分類1) に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業は(分類1)に該当し、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする(第17項及び第18項)。

- 過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。
- 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

#### (2) (分類2) に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業は(分類2)に該当し、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第19項及び第20項)。

- 過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。

本適用指針では、監査委員会報告第66号における「経常的な利益」という会計上の利益に基づく要件から、課税所得に基づく要件に変更することとしている。これは、永久に益金又は損金に算入されない項目等により会計上の利益の額と課税所得の額は通常は一致しないことを踏まえ、企業を分類する要件としては課税所得がより適切であるとしたことによる(第69項)。

また、課税所得から「臨時的な原因により生じたもの」を除くこととしたのは、過去において臨時的な原因により生じた益金及び損金は、将来において頻繁に生じることは見込まれないという推定に基づくものである(第71項)。

#### 【(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い】

(分類2)に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異(\*)に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合(\*\*)、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第21項)。

この第21項ただし書きは、原則とは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映したものとなることを意図している(第77項)。

#### 【該当しうる例示】

- 業務上の関係を有する企業の株式(いわゆる政策保有株式)のうち過去に減損処理を行った上場株式に係る将来減算一時差異(第75項)
- 役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異(第37項、第106項)

(\*) スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、例えば、貸倒引当金等のように、将来発生が見込まれる損失を見積ったものであるが、その損失の発生時期を個別に特定し、スケジューリングすることが実務上困難なものは、過去の税務上の損金の算入実績に将来の合理的

な予測を加味した方法等によりスケジューリングが行われている限り、スケジューリング不能な一時差異とは取り扱わないこととしている(第13項)。

(\*\*)「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」とは、企業の検討に基づき適用する場合にのみ原則とは異なる取扱いを容認することを意図しており、その意図を明確にするために検討を行う主体が企業であることを明示している(第78項)。なお、以下の(分類3)及び(分類4)にある同様の文言(「企業が合理的な根拠をもって説明する」)による規定も同様の趣旨である(第79項)。

### (3) (分類3) に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業(但し、過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れになった事実がある場合、当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる場合を除く)は、(分類3)に該当し、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第22項及び第23項)。

- 過去(3年)及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、大きく増減している。
- 過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

本適用指針では、(分類2)と同様に、(分類3)の要件を、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」としている(第80項)。

#### 【(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い】

(分類3)に該当する企業においては、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第24項)。

この取扱いは、企業は中長期計画を策定する場合、

一般的には3年から5年の期間で見積っており、将来の一時差異等加減算前課税所得について5年を超えて見積る場合にその精度が低くなる可能性はあるものの、将来の合理的な見積可能期間について一律に5年を限度とすることは、企業の実態を反映しない可能性があると考えられるため、原則とは異なる取扱いを容認したものである(第83項及び第84項)。

#### 【該当する例示】(第85項)

- 製品の特性により需要変動が長期にわたり予測できる場合
- 過去においては課税所得が大きく増減していたが、長期契約が新たに締結されたことにより、長期的かつ安定的な収益が計上されることが明確になる場合

### (4) (分類4) に該当する企業の取扱い

次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4)に該当し、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第26項及び第27項)。

- 過去(3年)又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。
- 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。
- 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。

監査委員会報告第66号では、当期末における重要な税務上の繰越欠損金の存在等を要件としていたが、(分類1)から(分類3)までに係る分類の要件との連続性を考慮し、本適用指針においては、過去(3年)又は当期において重要な税務上の欠損金が生じているかどうかに焦点を当てた要件とすることとしている(第86項)。また、将来の事象を勘案する観点から、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれることを要件の一つとしている(第86項)。

#### 【(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い】

(分類4)の要件に該当する企業においては、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理

的な根拠をもって説明するときは(分類2)に該当するものとして取り扱い、第20項及び第21項の定めに従って繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第28項)。

また、将来においておおむね3年から5年程度、一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類3)に該当するものとして取り扱い、第23項の定めに従って繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする(第29項)。

監査委員会報告第66号では、重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等であっても、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できるとされていた(いわゆる4但書)。しかし、当該取扱いについては、見積可能期間について硬直的に運用されており、5年を超える期間の課税所得を見積ることが実務的に認められないのではないか、また、非経常的な特別な原因の範囲が明確ではなく、実務上、議論となることが多いとの意見があった(第88項)。

本適用指針では、過去(3年)又は当期において重要な税務上の欠損金が生じたことにより、(分類4)の要件を満たす企業であっても、その原因が臨時的なものである等、重要な税務上の欠損金が生じた原因や中長期計画等を勘案して、繰延税金資産の回収が見込まれる場合には、当該一時差異等加減算前課税所得を見積った期間に基づき、(分類2)又は(分類3)に該当するものとし、原則とは異なる取り扱いを設けている(第89項)。

#### 【(分類2)に該当する例示】

- 過去において(分類2)に該当していた企業が、当期において災害による損失により重要な税務上の欠損金が生じる見込みがある場合(第91項)

#### 【(分類3)に該当する例示】

- 過去において業績の悪化に伴い重要な税務上の欠損金が生じており(分類4)に該当していた企業が、当期に代替的な原材料が開発されたことにより、業績の回復が見込まれ、その状況が将来も継続することが見込まれる場合(第92項)

なお、当該取扱いについては、以下の点に留意する必要がある。

- (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)に該当するものとして取り扱われる場合は、(分類3)に該当するものとして取り扱われる場合に比べて多くはないものと考えられる(第89項)。

- (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類3)に該当するものとして取り扱われる場合には、第23項の定めに従うこととしており、第24項の定め((分類3)に該当する企業における5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の回収可能性)は適用されない(第89項)。

### (5) (分類5)に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業は、(分類5)に該当し、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする(第30項及び第31項)。

- 過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。
- 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

本適用指針では、監査委員会報告第66号の内容を踏襲した上で、将来の事象を勘案する観点から、翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれることを要件の一つとし、また、分類の要件に一貫性を持たせる目的から、監査委員会報告第66号にある債務超過や資本の欠損の状況については、分類の要件とはしていない(第94項)

## 4. 将来の課税所得の見積り

繰延税金資産の計上額は、合理的な仮定に基づく業績予測によって、将来の課税所得又は税務上の欠損金を見積ることとなるが、具体的には、適切な権限を有する機関の承認を得た業績予測の前提となった数値を、経営環境等の企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報(過去における中長期計画の達成状況、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込み、取締役会資料を含む。)と整合的に修正し、課税所得又は税務上の欠損金を見積ることとしており(第32項)、監査委員会報告第66号の考え方を基本的に踏襲している。

## 5. タックス・プランニングの実現可能性に関する取扱い

タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額により繰延税金資産の回収可能性を判断する場合、資産の含み益等の実現可能性を考慮する。具体的には、当該資産の売却等に係る意思決定の有無、実行可能性及び売却される当該資産の含み益等に係る金額の妥当性を考慮し、企業のカテゴリに応じて、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に織り込むこととしており(第33項及び第34項)、監査委員会報告第66号の考え方を基本的に踏襲している。

## 6. 各項目における一時差異の取扱い

### (1) 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い(第35項)

本適用指針では、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異のように、スケジューリングの結果、その解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異は、企業が継続する限り、長期にわたって解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有する。これらの将来減算一時差異に関しては、企業の分類に応じて、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を判断することとしている。

なお、(分類3)に該当する企業(第29項に従って(分類3)に該当するものとして取り扱われる企業を含む)においては、当該将来減算一時差異のスケジューリングを行った上で、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)を超えた期間であっても、当該将来減算一時差異の最終解消見込年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるとして判断できるとしており(第100~102項)、監査委員会報告第66号の考え方を踏襲している。

### (2) 固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異の取扱い(第36項)

本適用指針では、固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングは、償却資産と非償却資産ではその性格が異なるため、以下のとおり取り扱うこととしており、監査委員会報告第66号及び監査委員会報告第70号の考え方を踏襲している(第103~105項)。

- ① 償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、減価償却計算を通して解消されることから、スケジューリング可能な一時差異として取り扱う。なお、本適用指針第35項に定める解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱いについては適用しないものとする。
- ② 土地等の非償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、売却等に係る意思決定又は実施計画等がない場合、スケジューリング不能な一時差異として取り扱う。

### (3) 役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異の取扱い(第37項)

本適用指針では、役員退職慰労引当金にかかる将来減算一時差異は、役員在任期間の実績や社内規程等に基づいて役員の退任時期を合理的に見込む方法によりスケジューリングが行われている場合には、スケジューリングの結果に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断し、スケジューリングが行われていない場合は、役員退職慰労引当金に係る将来減算

一時差異は、スケジューリング不能な将来減算一時差異として取り扱うとしており、税効果Q&Aの考え方を踏襲している(第106項)。

なお、(分類2)に該当する企業においては、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、第21項ただし書きに従って回収可能性を判断することとなる(第106項)。

### (4) その他の一時差異の取扱い

以下の項目に関わる将来減算一時差異については、監査委員会報告第70号、税効果Q&A及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の内容を基本的に踏襲している。

- その他有価証券の評価差額に係る一時差異の取扱い(第38項~第42項、第107、108項、設例2)
- 退職給付に係る負債に関する一時差異の取扱い(第43項~45項、第109~114項)
- 繰延ヘッジ損益に係る一時差異の取扱い(第46項、第115項)

## 7. 繰越外国税額控除に係る繰延税金資産

繰越外国税額控除については、在外支店の税務上の所得が合理的に見込まれる等、国外源泉所得が生じる可能性が高いことにより、翌期以降に外国税額の余裕額が生じることが確実に見込まれる場合、繰越外国税額控除の実現が見込まれる額を繰延税金資産として計上するとしており、基本的に個別税効果実務指針の考え方を踏襲している(第47項、第116~118項、設例3)。

## 8. 適用時期等(第49項)

### (1) 適用時期

本適用指針は、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する(3月決算会社の場合は、平成29年3月期の期首から適用)。ただし、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することができる(平成28年3月期から早期適用可能)。

なお、早期適用する場合、早期適用した年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表について本適用指針を当該年度の期首に遡って適用することになる(すなわち、四半期比較情報は遡及することになる)。

### (2) 本適用指針の適用に関する取扱い

本適用指針の適用初年度の期首において、以下の

①から③の監査委員会報告第66号において定め  
なかつた取扱い（繰延税金資産が回収可能である  
ことを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当  
該繰延税金資産について回収可能性のあるものとし  
る取扱い）を適用することにより、これまでの会計  
処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改  
正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

- ①（分類2）に該当する企業において、スケ  
ジューリング不能な将来減算一時差異に係る  
繰延税金資産について回収できることを企業  
が合理的な根拠をもって説明する場合には回  
収可能性があるとする取扱い（第21項ただ  
し書き）
- ②（分類3）に該当する企業において、おお  
むね5年を明らかに超える見積可能期間にお  
いてスケジューリングされた一時差異等に係  
る繰延税金資産が回収可能であることを企業  
が合理的な根拠をもって説明する場合には回  
収可能性があるとする取扱い（第24項）
- ③（分類4）の要件に該当する企業であつて  
も、将来において5年超にわたり、一時差異  
等加減算前課税所得が安定的に生じることを  
企業が合理的な根拠をもって説明する場合に  
は（分類2）に該当するものとする取扱い（第  
28項）

なお、本適用指針の適用は、会計基準等の改  
正に伴う会計方針の変更として取り扱われるた  
め、遡及適用が原則的な取扱いとなるが、長期  
間にわたる遡及を求めた場合、過去の時点にお  
ける判断に本適用指針を遡及適用すると当該時  
点に入手可能であった情報と事後的に入手した  
情報を客観的に区別することが困難であると考  
えられること、また、任意の遡及適用を認める

と企業間の比較可能性が損われるおそれがある  
ことから、適用年度よりも過去の期間の連結財  
務諸表及び個別財務諸表には遡及適用を認めな  
いこととしている（第123項）。

### （3）適用初年度の取扱い

本適用指針の適用初年度においては、当該年度の  
期首時点で新たな会計方針を適用した場合の繰延税  
金資産及び繰延税金負債の額と、前年度末の繰延税  
金資産及び繰延税金負債の額との差額を、適用初年  
度の期首の利益剰余金に加減する（上記（2）に該  
当する金額が当該差額となる）。

ただし、資産又は負債の評価替えにより生じた評  
価差額等をその他の包括利益で認識した上で純資産  
の部のその他の包括利益累計額に計上する場合又は  
直接純資産の部の評価・換算差額等に計上する場合  
には、適用初年度の期首のその他の包括利益累計額  
又は評価・換算差額等に加減する。

### （4）会計方針の変更による影響額の注記事 項の取扱い

本適用指針の適用初年度においては、会計基準等  
の改正に伴う会計方針の変更による影響額の注記に  
ついて、企業会計基準第24号「会計上の変更及び  
誤謬の訂正に関する会計基準」第10項（5）ただ  
し書きの定めにかかわらず、以下の内容を注記する。

- 適用初年度の期首の繰延税金資産に対する影  
響額
- 利益剰余金に対する影響額
- その他の包括利益累計額又は評価・換算差額  
等に対する影響額

以上

## デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

#### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載